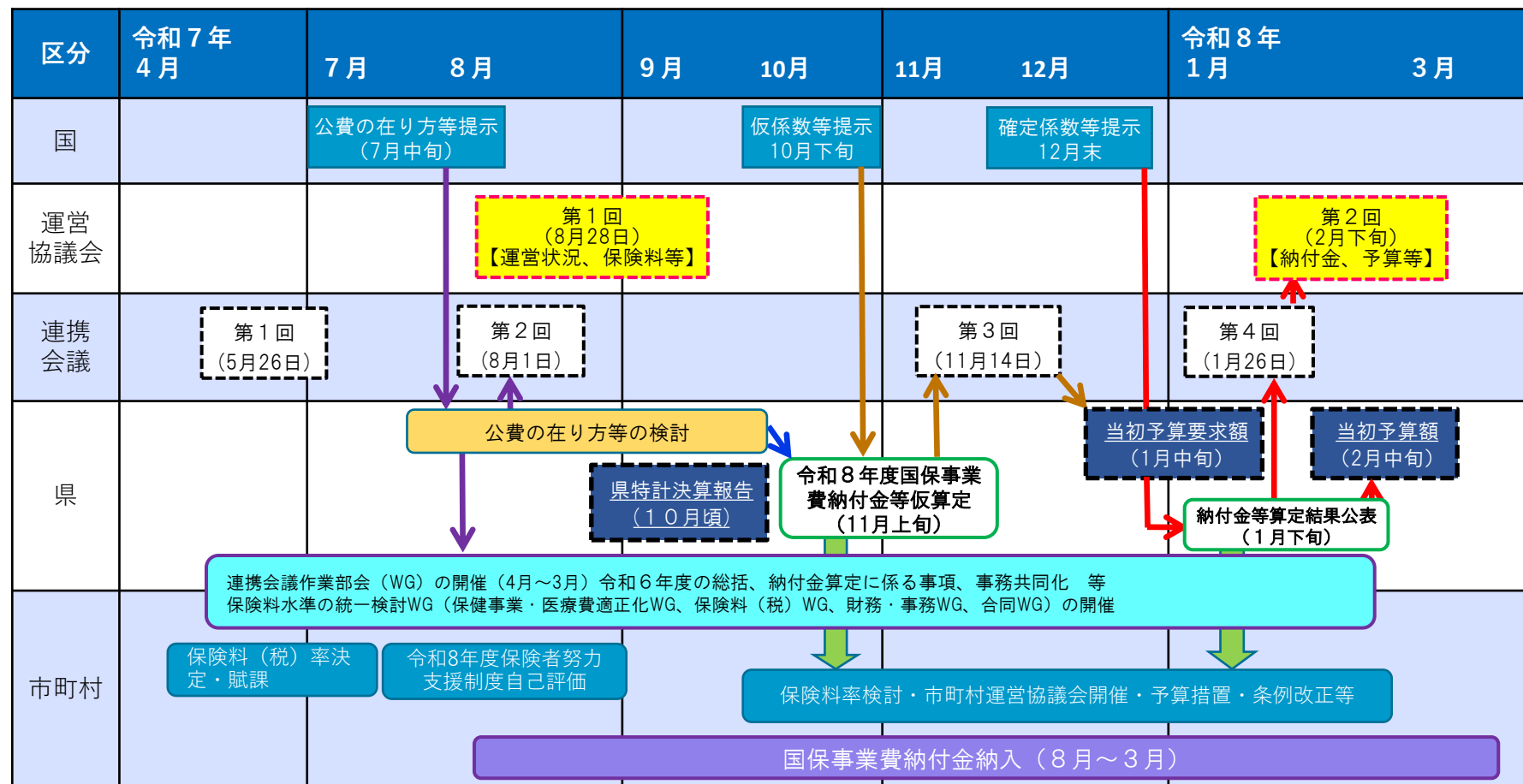


令和7年度国保制度運営のスケジュール

岡山県子ども・福祉部長寿社会課

国保制度運営に係る令和7年度のスケジュール



(1) 保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

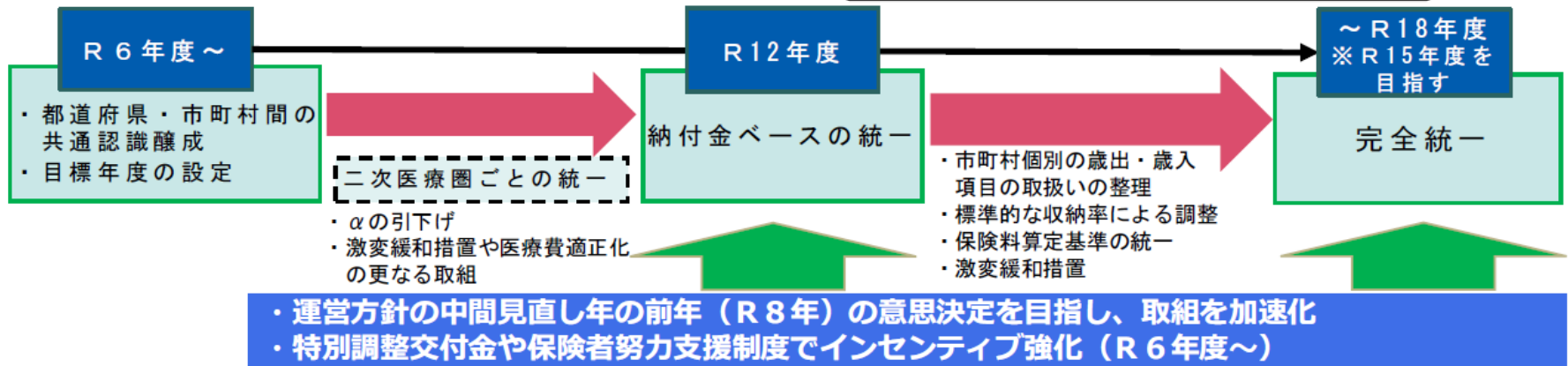
統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
 - 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
- ※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール

今期国保運営方針策定期間
(R6年度～R11年度)

次期国保運営方針策定期間
(R12年度～R17年度)



経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～

令和7年6月13日
閣議決定

※内閣府作成

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方（中長期）

（人口減少下における持続可能な経済社会の構築）

- ◆ 経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するため、生産年齢人口の減少が本格化する中であっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済において、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。
- ◆ 「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続。
- （人中心の国づくり）
- ◆ 人材希少社会において、国民の不安を取り除き、公教育の充実、自己実現を可能とする環境の整備、地方創生等により、人中心の国づくりを進め、人財尊重社会を築く。
- ◆ 国民一人一人にとって、Well-being（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を構築。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進

- ・ 経済あつての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。
- ・ 2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。
- ・ 2027年度までの間、歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。
- ・ PBの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても、検討に着手。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（1）全世代型社会保障の構築

- ・ 医療・介護・障害福祉分野の処遇改善・業務負担軽減等
- ・ 持続可能な社会保障制度のための改革実行、現役世代の保険料負担を含む国民負担軽減を実現
- ・ 中長期的な介護提供体制の確保：医療・介護連携、多職種間の連携、介護テクノロジーの社会実装、事業者間の連携・協働化や大規模化、介護人材の確保・定着
- ・ 中長期的な医療提供体制の確保：かかりつけ医機能、適切なオンライン診療の推進、新たな地域医療構想、医師偏在への対応、妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減、小児周産期医療、リフィル処方箋

- ・ 働き方に中立的な年金制度の構築：更なる被用者保険の適用拡大、「年取の壁」への対応
- ・ 疾患に応じた対策等：がん対策、循環器病対策、慢性腎臓病対策等、女性の健康支援、睡眠対策、いわゆる国民皆歯科健診、リハビリテーションによる自立支援・在宅復帰・社会復帰
- ・ 予防・健康づくり、重症化予防：データヘルス計画に基づくコラボヘルス、エビデンスに基づくPHRや健康経営、職域でのがん検診の普及、糖尿病性腎症の重症化予防
- ・ 創薬力強化とイノベーション推進：国際水準の治験・臨床試験実施体制、医薬品安定供給

（2）少子化対策及びこども・若者政策の推進

- ・ 「こどもまんなか社会」、少子化の流れを変えようと、こども・若者のWell-beingを高める
- ・ 加速化プランの本格実施と効果検証の徹底：保育士等の処遇改善、保育士配置の改善、こども誰でも通園制度の全国展開、放課後児童クラブ、子ども・子育て支援金制度の円滑な導入
- ・ こども大綱の推進：困難に直面するこどもや青年期の若者等の支援（こども・若者シェルターなど）、プレコンセプションケア、こどもの貧困解消、ひとり親家庭支援、児童虐待の予防、ヤングケアラーの支援、こども・若者の自殺対策

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

- ・ 質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す
- ・ 公教育の再生：学習指導要領の改訂、教師の働き方改革の更なる加速化・処遇改善、中学校35人学級実現に向けた定数改善、外国人児童生徒への支援体制の強化、大学の連携、再編・統合による機能強化、留学生支援策の戦略的活用
- ・ 研究の質を高める仕組みの構築：官民連携による、先端大型研究施設の戦略的な整備・共用・高度化の推進、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の処遇向上

（4）戦略的な社会資本整備の推進

- ・ 進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進めるとともに対策の効果の見える化を進める
- ・ 持続可能なインフラマネジメント：新技術・データの活用、予防保全型への本格転換
- ・ 公共投資の効率化・重点化：建設現場の自動化・省人化、建設業の担い手の確保・育成
- ・ PPP／PFIの推進
- ・ 持続可能な土地及び水資源の利用・管理：空き家・所有者不明土地等対策

（5）持続可能な地方行政基盤の強化

- ・ 地方公共団体における地域の担い手を始めとする資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、国・都道府県・市町村の役割の見直しを含め、地方公共団体の事務執行上の課題解決に向けた議論を促進
- ・ 地方の一般財源の総額を確保（2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保）
- ・ 自治体DX（フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的取組）

3. 計画推進のための取組の強化

- ・ 「EBPMアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」に基づき、毎年改革の進捗管理・点検・評価

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

- ・ 予算、税制における長年据え置かれたままの公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検・見直し

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

- ◆ 米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。
- ◆ 令和8年度予算は、本方針及び骨太方針2024に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。

市町村と合意した主な内容

最終的には保険料(税)の完全統一を目指しつつ、その前段階の「納付金ベースの統一」に、次のとおり取り組んだ。

- 納付金ベースの統一($\alpha = 0$)の目標年度を令和11年度とし、令和8年度の納付金算定から段階的に α を引き下げる。
※ α : 納付金算定で医療費水準をどの程度反映させるかを調整する指数
- 令和8年度から、医療費の適正化に対する措置として財政支援(インセンティブ)を講じる。
※ 合意時、インセンティブ交付金を創設することとしていたものを、納付金算定時に反映させることとした。
- 引き続き、県内における医療費水準の平準化を図るために、医療費適正化の取組を促進する。

第3期岡山県国民健康保険運営方針(抜粋)

第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

第2節 保険料(税)水準の統一

本県の現状として、市町村間の医療費水準に差異があり、保険料(税)の算定方式も異なっていることなどから、直ちに保険料(税)水準を統一していくことは困難な状況と考えますが、将来的には、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)とすることを目指していくこととし、ワーキンググループ等において、引き続き、統一に係る諸課題の整理やその解決に向けた検討を行います。

本県の保険料水準統一に関する取組と今後の進め方

- ・ 国の保険料水準統一加速化プラン等の動きを受け、市町村と担当者レベルの勉強会やワーキンググループ等での意見交換を行い、目標年度や経過措置等について検討を重ねてきた。
- ・ 検討状況及び検討結果については、市長会及び町村会で説明し、概ね理解を得た後、令和6年度末に、納付金ベースの統一（ $\alpha=0$ ）について、令和11年度を目標年度とすることで県と各市町村との合意に達した。
- ・ 合意内容については、第3期岡山県国民健康保険運営方針の中間見直し（令和8年度実施）に盛り込み、これを着実に進めていくとともに、将来的な完全統一に向けた取組を盛り込める形にしたいと考えている。
- ・ 完全統一に向け、引き続き事務レベルで調整を行う必要があり、目標年度や、共通化する事業、経過措置、市町村個別の歳入及び歳出項目の取扱いなどの県単位化する内容について、協議・検討を重ねていくこととする。
- ・ 事務レベルの調整を経て、一定の目途がたった段階で、連携会議や市長会、町村会で説明を行い、意見等をうかがうこととする。

第3期中間見直し後の岡山県国保運営方針への記載イメージ

第1期運営方針 (H30～R2)

- 将来的な保険料（税）の在り方については、保険料（税）水準の統一を目指していけるよう、市町村において、本運営方針に従って医療費の適正化等の各種の取組を進めることとし、平成30年度以降の状況を踏まえ、中長期的な統一に向けた検討を行います。

第2期運営方針 (R3～R5)

- 本県の現状として、市町村間の医療費水準に差異があるほか、一部の市町村では決算補填等を目的とする一般会計法定外繰入等を行っており、加えて、保険料（税）の算定方式も異なっていることなどから、直ちに保険料（税）水準を統一していくことは困難な状況と考えますが、将来的には統一を目指していくこととし、今後、統一に係る課題等の整理やその解決に向けた検討を行っていくこととします。

第3期運営方針 (R6～R8)

- 本県の現状として、市町村間の医療費水準に差異があり、保険料（税）の算定方式も異なっていることなどから、直ちに保険料（税）水準を統一していくことは困難な状況と考えますが、将来的には、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）とすることを目指していくこととし、ワーキンググループ等において、引き続き、統一に係る諸課題の整理やその解決に向けた検討を行います。なお、その過程において、市町村間で合意できた国民健康保険事業等については、順次、共通の取扱いとすることとします。

第3期運営方針 中間見直し (R9～R11)

- **納付金ベースの統一の時期について、県と市町村での合意事項を記載**
- **改定素案策定時期（R8.9頃を予定）までに保険料水準の統一に向けた方向性について県と市町村で何らかの合意事項があれば記載**

このスケジュールは、第3期運営方針を改定した際のスケジュール（3年前／令和4年度）に準じて作成しており、今後の協議・検討の状況により変更する可能性があります。

令和7年度 8月 9月 ～1月 2月	第1回運営協議会 ・ スケジュール案を説明 連携会議・WG・・・見直しに向けた協議・検討 ・ 令和7年度 of 取組状況のとりまとめ ・ 運営方針の検証 第2回運営協議会 ・ 令和7年度 of 取組状況の報告・検証 ・ <u>改定のポイントについて（案）の審議</u> 改定のポイントについて（案）に示す内容（過去の例） ・ 保険料（税）水準の統一、医療費適正化の取組
令和8年度 ～7月 8月 9月 11月 2月 3月	改定素案作成 ※連携会議・WGで随時協議・検討 第1回運営協議会 ・ 改定素案の審議 市町村へ法定の意見聴取 第2回運営協議会 ・ 改定案の諮問・審議 パブリックコメント 第3回運営協議会 ・ 改定案の答申・審議 改定運営方針施行
令和9年度 4月～	改定運営方針 対象期間

第3期岡山県国保運営方針の中間見直しに係る 当面の協議・検討等スケジュール(想定)

